

令和4年度

第7回御船町議会定例会(12月会議)

議 案

令和4年12月8日(木)

令和4年度第7回御船町議会定例会（12月会議）議事日程

令和4年12月8日（木）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 一般質問

第 4 報告第 9 号 専決処分の報告について

第 5 報告第10号 専決処分の報告について

第 6 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

第 7 議案第30号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第31号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第32号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10	議案第33号	御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第34号	御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第35号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第13	議案第36号	御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第37号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
第15	議案第38号 【別冊】	令和4年度御船町一般会計補正予算（第8号）について
第16	議案第39号 【別冊】	令和4年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
第17	議案第40号 【別冊】	令和4年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
第18	議案第41号 【別冊】	令和4年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
第19	議案第42号 【別冊】	令和4年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について
第20	議案第43号 【別冊】	令和4年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第21	議案第44号 【別冊】	令和4年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第2号）について

第 2 2	議案第 4 5 号 【別冊】	令和 4 年度御船町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
第 2 3	同意第 1 号	御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第 2 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
第 2 5	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第1号に基づく和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年12月8日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第6号 町道小坂環状線車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定について

御専第 6 号

町道小坂環状線車両事故に関する和解及び損害賠償額の決定について

令和 4 年 1 1 月 8 日専決

1 概要

町道小坂環状線における車両物損事故について、相手方と御船町との間で和解（示談）及び損害賠償額を決定した。

2 相手方

住所

氏名

3 損害賠償額 7 8, 9 2 1 円

過失割合（町：7 相手方：3）

4 事故状況及び対応

本件事故は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日午後 5 時 3 0 分頃、相手方社員が町道小坂環状線を社用車で通行中に、下水道マンホール蓋と道路の横断側溝との部分に段差が生じていたため、車のフロントバンパーカバーが接触して同部を損傷したもので、町と相手方との合意により和解（示談）に至った。

5 和解（示談）日 令和 4 年 1 1 月 8 日

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第1号に基づく和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年12月8日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第7号 陣区里道倒竹確認作業に伴う停電による飲食店への損害に関する
和解及び損害賠償額の決定について

御専第7号

陣区里道倒竹確認作業に伴う停電による飲食店への損害に関する和解及び損害賠償額の決定について

令和4年11月11日専決

1 概要

陣区里道倒竹確認作業に伴う停電による飲食店への損害について、相手方と御船町との間で和解（示談）及び損害賠償額を決定した。

2 相手方

住所

氏名

3 損害賠償額

22,269円

過失割合（町：10 相手方：0）

4 事故状況及び対応

本件事故は、令和4年10月18日午後3時30分頃、町職員が行った陣区里道内の電線への倒竹確認作業により断線したことに伴い、長時間停電が発生し、相手方が経営する飲食店の冷凍食品が使用不可となる損害を与えたもので、町と相手方との合意により和解（示談）に至った。

5 和解（示談）日 令和4年11月11日

議案第 29 号

工事請負変更契約の締結について

地方創生道整備推進交付金事業 町道小敷田西往還線 道路改良工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

1 工 事 名

地方創生道整備推進交付金事業 町道小敷田西往還線 道路改良工事

2 変 更 内 容

- ①道路土工及び作業土工において、現地発生土を利用する計画だったが、土質試験の結果、利用するには土質を改良しなければならないことが確認されたため、発生土は、処分場での処分とし、埋め戻しは、購入土により施工する。
- ②排水構造物の施工の際に支障となる隣接構造物(石積)の撤去・再設置は、当初、所有者への補償で対応予定であったが、所有者から改良工事の一部として施工して欲しいとの要望があったため、当工事で施工する。
- ③町外からのアクセス拠点である御船インターチェンジ及び小池高山インターチェンジを結ぶ町道改良であり、町道利用者へ御船町の魅力を発信するために、歩道側に設置する転落防止柵の一部をデザイン転落防止柵により施工する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 高木 地内

4 当初契約額 67,320,000 円

5 変更契約額 5,431,190 円(増額)

6 最終契約額 72,751,190 円

7 契約の相手方

住 所 上益城郡御船町大字辺田見 203 番地 1

商 号 池田工建 株式会社

代表者 代表取締役 池田 吉慶

(提案理由)

請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 11 号)第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 30 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 6 号）の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、御船町
の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 95、12 月に支給する場合には 100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 45、12 月に支給する場合には 100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600

	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000

	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700

	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	

	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
	94		294,900	342,600		
	95		295,200	343,100		
	96		295,600	343,500		
	97		295,800	343,700		
	98		296,100	344,100		
	99		296,500	344,500		
	100		296,900	344,800		
	101		297,100	345,100		
	102		297,400	345,500		
	103		297,800	345,900		
	104		298,100	346,300		
	105		298,300	346,800		
	106		298,600	347,200		
	107		299,000	347,600		
	108		299,300	348,000		
	109		299,500	348,500		
	110		299,900	348,900		
	111		300,300	349,200		
	112		300,600	349,500		
	113		300,800	350,000		
	114		301,000			
	115		301,300			
	116		301,700			
	117		301,900			
	118		302,100			

	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第2条 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御船町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 3 1 号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 0 年条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、御船町の特別職の期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 30 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 30 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 142.5」を「、6 月に支給する場合には「100 分の 142.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 147.5」に改める。

第 2 条 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条のただし書中「、6 月に支給する場合には「100 分の 142.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 147.5」を「100 分の 145」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の御船町長等の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の御船町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 3 2 号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例
第 3 0 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、御船町議
会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100 分の 142.5」を「、6 月に支給する場合には「100 分の 142.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 147.5」に改める。

第2条 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、6 月に支給する場合には「100分の142.5」、12月に支給する場合には「100分の147.5」を「100分の145」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

議案第 33 号

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 24 年条例第
4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、御船町
の特定任期付職員の期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正する条例

第1条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100 分の 162.5」を「、6 月に支給する場合には「100 分の 162.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 167.5」に改める。

第2条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6 月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 34 号

御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について
御船町職員の定年に関する条例（昭和 58 年条例第 25 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなどの所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例

御船町職員の定年に関する条例（昭和58年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御船町職員の定年等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条～第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条～第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項及び第2項」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「定年」を「定年等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第2条中「3月31日」の次に「（以下「定年退職日」という。）」を加える。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条の次に次の2条及び3章を加える。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかか

わらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 町長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 御船町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第6号)第8条第1項に規定する職員が占める職

(2) 御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第15号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職

に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該

職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特

定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職

者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、基準日（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における御船町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）

第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の御船町職員の定年に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該

規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務

を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあ
る者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年

を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)

の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同

日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 35 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)の施行に伴い、職員の定年引上げ等に関し、関係条例を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第18条第2項中」の次に「第3条第4項、第4条、第8条から第10条まで、第10条の5及び第11条の2」とあるのは「第8条から第10条まで、第10条の5及び第11条の2」と、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員及び特定任期付職員」を「特定任期付職員」に改め、同条第5項中「、第13条第2項、第21条」を「及び第13条第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(御船町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 御船町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(御船町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 御船町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「以下の」の次に「期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の

一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(御船町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 御船町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 御船町職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第25号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 御船町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 御船町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 御船町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第1項の表第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場

合には」に改め、同条第2項の表第11条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第18条第2項の項を次のように改める。

第18条第2項	第3条第4項、第8条から第10条まで、第10条の5及び第11条第4条、第8条の2から第10条まで、第10条の5及び第11条の2	
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 御船町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

- 5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用さ

れた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「一箇月」を「1箇月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「一箇月」を「1箇月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「第8条」を「第3条第4項、第4条、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当

該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項並びに第4条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 御船町職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第25号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 御船町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第7項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと

きはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料月 額
----------	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------

任用		円	円	円	円	円	円
短時 間勤 務職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第2の1の項から3の項までの規定中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加え、同表4の項中「主任栄養士」の次に「、主任管理栄養士」を加える。

(御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和48年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(御船町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 御船町職員等の旅費に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(御船町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 御船町職員の再任用に関する条例（平成13年条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される御船町一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項

に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される御船町一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の御船町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 御船町一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条、第8条から

第10条まで、第10条の5及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 御船町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 御船町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3、第7条の2、第9条、第10条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 36 号

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(令和 3 年条例第 6 号) の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 172 号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「1,150円」を「1,180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 37 号

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、菊池環境保全組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

同意第 1 号

御船町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

御船町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

- 1 住 所 御船町 [REDACTED]
- 2 氏 名 堀野 弘子 （ほりの ひろこ）
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 4 年 12 月 8 日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 御船町 [REDACTED]
- 2 氏 名 松岡 秀明（まつおか ひであき）
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和4年12月8日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 御船町 [REDACTED]
- 2 氏 名 藤本 龍巳（ふじもと たつみ）
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和4年12月8日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

これが、この議案を提出する理由である。